

○沼津市戸田オートキャンプ場条例施行規則

平成17年3月31日規則第23号

改正

平成17年12月15日規則第81号

沼津市戸田オートキャンプ場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沼津市戸田オートキャンプ場条例（平成17年条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の納付)

第2条 沼津市戸田はかま滝オートキャンプ場（以下「キャンプ場」という。）を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用の際に利用料金を納付するものとする。ただし、条例第12条の規定により利用料金を減免された場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第3条 条例第12条の規則で定める基準は、次に定めるところによる。

- (1) 公共又は公益のために使用するとき。
- (2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(利用料金の還付)

第4条 条例第13条の規定による利用料金の還付は、利用者の責めに帰することができない理由によりキャンプ場を利用できなかった場合に行うものとする。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) チェックインは、午後1時からとし、チェックアウトは、翌日午前11時までとする。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 発電機、カラオケ等を使用しないこと。
- (4) 打上げ花火をしないこと。
- (5) ゴミを持ち帰ること。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(指定申請書の提出等)

第6条 条例第8条第1項の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の指定申請書には、条例第8条第1項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (4) キャンプ場の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成17年12月15日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。

指 定 申 請 書

年 月 日

（あて先）沼津市長

所在地  
申請者 団体名  
代表者名

沼津市戸田はかま滝オートキャンプ場の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- （1） 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- （2） 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- （3） 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- （4） キャンプ場の管理に関する業務の収支予算書
- （5） その他市長が必要と認める書類